

第二節 藩庁造営地「錦原」

藩庁造営地の模索

慶應二年（一八六六）七月三十日、第二次長州征討戦に敗色を見た小倉小笠原藩は、惣軍議を開き、前線を南方に下げ、戦闘に有利な地へ布陣することを決めた。翌八月一日、藩士の屋敷に火を放ったのを合図にして、小倉城を自ら焼き、金辺峠（企救・田川郡境）と狸山（企救・京都郡境）に陣が敷かれた。その後も一進一退の戦闘が繰り返されたが、十月十一日に小倉側が止戦の申し入れをしたことをきっかけに、講和の話し合いが始まることがある。

この、止戦の申し入れを目前にしながらも、いまだ激しい戦闘が続いていた十月四日、郡代・杉生募以下三十数人が、京都郡及び仲津郡の農村地帯を見分に訪れている。新しい城地（以後は藩庁と呼ぶ。「藩主が藩士らの謁見を受けたり、政務を執つたりする建物」のことを、公称として藩庁と呼ぶようになったのは、明治三年二月の太政官布告からである。しかし、ここでは一般化した呼称として、広義に「藩の中心的施設のある区域、またそこに所在する施設群」を指すこととする。狭義に特定の中心施設を指し示す場合は「藩庁」とカギ括弧で囲んで表す）の候補地を選定するためである。

奉行所始め、御普請奉行、御軍議役・緒方繁石衛門、門田栄其外役々都合人数、左の通り御城地御見分のため、明四日朝、稗田出立、仲津郡錦原迄御越し、（略）

十月三日夜

岡村権兵衛

和田卓藏様

(長井手永大庄屋文書慶応二年「寅御用日記」十月三日条)

この時は、十月三日に京都郡黒田村と稗田村の見分が、翌四日には仲津郡錦原の見分が行われた。郡代（杉生募）、普請奉行（二木頼母）、軍議役（緒方繁右衛門）、大砲方（門田栄）のほか、京都・仲津郡奉行及び代官、測量方、絵師などで構成される三十数人の一行であった（村上仏山は「二五、六人」と日記に書き記しているが実際はもっと多い）。十月四日の錦原見分の際には、絵図が作成されており（口絵参照）、藩庁造営地となる場所に四角が墨付けされている。

ただ、この時点においては、錦原は藩庁造営候補地の一つに過ぎず、しかも、表向きには、京都郡稗田村に造営することになっていた。十月十一日の止戦申し入れを端緒に始まつた長州との講和談判は、翌慶応三年（一八六七）一月に和議が成立するが、その際に交わされた覚書の中には「都郡（京都郡）の内、稗田村にて家宅御取り建て、御家族御引き戻り」（山口県立文書館蔵 毛利家文庫「豊津藩筆記 長州戦争始末九」とあって、肥後細川家に一時避難していた継嗣・小笠原豊千代丸をはじめとする前藩主の家族の居宅を、稗田村に建てるることで確認しあつてある。

藩庁造営地「錦原」

新しい藩庁造営地を探すことは、このように早い段階から行わっていたが、当面は小倉から退いた時に、仮の藩庁を置いていた田川郡において政務が執行された。当初は採銅所町に仮の藩庁は置かれたが、慶応二年（一八六六）十月一日には、香春の御茶屋に移され、「日々役々

出務諸事、城内の通り」（同前「豊津藩筆記 長州戦争始末七」）に心得るよう指示された。また、およそ三ヵ月後の十二月二十日には、長州との講和を控えて、藩庁を添田に移転した。さらに、慶応三年（一八六七）三月には、再び香春に戻ることとなり、三月十四日から十七日にかけて、移転の作業が行われ、十三、十四日の両日で、仲津、京都の二郡で三〇〇人の人夫が出されている（長井手永大庄屋文書慶応三年「卯御用日記」三月十三日条）。

文字どおり右往左往の状況の中、慶応三年六月一日に藩主忠幹死去の発表がなされ（実際には慶応元年九月に死去）、六月二十五日に小笠原忠忱（幼名豊千代丸、この時数え六歳）が家督を相続した。

中央では、慶応三年（一八六七）十月十五日に、朝廷が徳川慶喜の大政奉還の奏上を受け入れ、同年十一月九日には、岩倉具視・西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允といつた討幕派が、摂政・関白・幕府を廃止し、総裁・議定・参与を設置するとともに、神武創業の古に復するという理想を標榜した「王政復古の大号令」を発した。慶応四年（一八六八）一月三日の鳥羽・伏見の戦いから、いわゆる戊辰戦争が始まるが、四月には江戸城が開城されるなど、名実とともに江戸幕府は倒されるに至った。元号が慶応から明治に改元となつたのは、九月八日のことである。

新政府は、慶応四年閏四月に、旧幕府領に府・県制を設け、旧大名領を「藩」という呼称で称することにしたが（府藩県三治制）、「香春藩」の藩庁は、あくまで仮のものであり、役所としての機能性、交通の利便性、また防衛上の地理的条件に恵まれているとは、とても言えなかつた。

慶応二年（一八六六）十月に見分を行つて以来、新しい藩庁造営地の選定の作業はしばらく中斷されてい

第3章 豊津台地の歴史

要害の地を求める傾向
の防衛を念頭に入れて、
多い傾向にある。戦時
の候補地としては、鎧畠、
城井郷、築城郡国見、
伊良原など、山間部が
正福寺に仮住まいして
いた関係であろうか。

入札された、その他の
候補地としては、鎧畠、
城井郷、築城郡国見、
伊良原など、山間部が
主小笠原忠忱が赤村の
正福寺に仮住まいして
いた関係であろうか。

第2表 藩庁造営候補地の投票結果

候補地名	人数
錦原	48
錦原・行事・大橋之内	1
錦原・稗田之内	1
錦原・城井郷之内	1
鎧畠平山・錦原之内	1
大村生立辺・錦原之内	1
錦原(出城)・赤村・寒田の内(本城)	1
錦原・津野・赤の内	2
行事・大橋の内	1
御国中央	5
勝山・錦原・木井・伊良原・帆柱の内	1
要害堅固便利の地	1
赤谷	14
赤村・城井郷の内	3
城井郷・山鹿の内	1
西川谷	1
城井郷(本城)・錦原(出城)	3
築城郡国見	1
長井谷大熊・喜多良の内	1
香春駅	1
稗田原	1
新田原・稗田原	2
仲津郡の内	1
伊良原の内平山・錦原の内	1
伊良原の内平山	1
本庄	2
広地の場所	20
海手隔りの場所	1

「藩庁造営別記」(友石文書1) より

たが、明治元年(一八六八)十一月、その決定が行われることとなつた。
新しい藩庁造営地は、藩士一一八人が封書で入札する形で行われた。

この度仮御殿御取り建て場所地理見込みの(義)、銘々封書をもつて申し出候処、仲津郡錦原多分有之
候に付、尚詮議の上、右同所へ御治定相成り候、この旨一統相心得申すべし、(略)

(河村文書「御造営顛末書抜」)

にあつた表れであろうか。また、慶應三年（一八六七）一月の長州との和議の際に交わした覚書の中で、京都郡稗田村に藩主らの家宅を建てるることを約定していたが、稗田を単独に記した者は、わずか一人で、併記した者を合わせても三人しかいない。

錦原に造営地を選んだ者が多かったのは、①標高三〇一八〇メーの台地で、「堅固」とは言えないまでも、要害の地であったこと、②今川、祓川の水運が利用でき、沓尾などの港も比較的近いこと、③天保時代に開發が行われ、「町」としての形が、ある程度整っていたこと、などが考えられる。天保時代の開発から日が浅く、農民の土地占有が進んでいたことを、造営地選定の理由に挙げる向きもあるが、そのようなことを考えて入札を行つた者は無いであろう。

なお、入札の結果を伝える文書の中で、この入札が「仮御殿」を建てる場所を決定するために行われたと記しているのは注目される。慶應三年一月の和議により、「長州の所志が貫徹されるまで」という期限付きで、その預かり地となつた企救郡が、いつか返還され、小倉に再び戻れる日が訪れるなどを、この時点でもまだ信じていたのであろうか。

それにしても、この時期、新たに藩庁を造営する資金的な見通しを藩が持つていたとはとても考えられない。藩は既に江戸時代中～後期には慢性的な財政難に苦しんでいたが、幕末期に当たり、対長州の軍備増強などのため、日田商人からの借金や、それら商人を仲介人とした日田郡代役所からの借金などが莫大なものになつていていた。また小倉城自焼の直前に藩財産の持ち出しは行われたであろうが（例えば御内証金一万八千両余の持ち出しは慶應二年七月晦日に行われた）、それにしても、小倉を「放棄した」損害は藩にとつても、藩士にと

つても軽いものではなかつたであろう。さらに、慶応四年（一八六八）一月、徳川慶喜追討の命令に従つため、四〇〇人以上の藩兵を出役し、八月からは、奥羽列藩同盟征討のため、一〇〇〇人以上を出陣させていた。こういった出費のため、新政府からは多額の借金をし、また藩士らの家禄を削減するなど、藩財政の運営に苦慮していた。

こういった状況の中での藩庁造営は、最初から困難を覚悟の上だつたであろうか。それとも当初から、後述する商人たちの財力をあてにしていたのであるうか。

ともあれ、新たな藩庁は仲津郡錦原に造営することで決定した。

造営工事の開始

新しい藩庁が錦原に造営されることが決定したことは、明治元年（一八六八）十一月十五日以降、領内に伝えられた。錦原周辺の村々に対しても、十一月十五日に決定の知らせがあり、それとともに、藩庁造営地所の縄張りをした中に生えている松を好き勝手に取つて帰り、どこかへ植林するよう指示が有つた。国作手永大庄屋は、縄張りをした地所の松を早く取らなければ、「小屋掛け御取り掛り、材木等は築城郡より伐り出し、明後日（十一月十七日）当たりは持ち出し候様相成るべく候」と慌てている（長井手永大庄屋文書慶応四年「卯御用日記」十一月十五日条）。この縄張りとは、十一月十四日に、家老・小笠原内匠らによつて、東西一〇〇間、南北一〇〇間の広さを取つて行われたもので、現在町営グラウンドとなつてゐる地所よりも少し南方の高台である。縄張りは、前日の十三日に実施することを予定していたが、その日は雨天のため行えず、翌日の十四日に実施されたのである（作事方役所は十一月十二日に後述する中原嘉右衛門から「仮御住居見分二付」磁石を借用している）。

しかし、この繩張りは、国作手永大庄屋が慌てるまでもなく、十一月二十二日に変更が加えられ、最初のものより標高の低い、北側の地所（現在の小笠原神社境内、歴史民俗資料館、町営グラウンド、町役場の一帯）へ移され、広さも東西九〇間、南北一〇〇間に変えられた。

地所が確定してからは、工事の諸準備が急ピッチで進められた。十一月十六日から、新たな藩札四種（二〇貫文札、三貫

文札、一貫文札、五〇〇文札）の通用が始まったが、これも造営工事に要する費用を賄うことを中心としたものであった（第12図参照）。十一月二十一日には賄方より、工事に従事する人夫らの食事のため、香の物二〇〇挺（糠漬一〇〇挺、浅漬五〇挺、大根葉漬五〇挺）を錦原近隣の村々で漬け込んでおくよう指示が有った（長井手永大庄屋文書慶応四年「辰御用日記」十一月二十一日条）。また、十一月二十四日には、炊き出しに必要な薪を、長井手永と節丸手永で一〇〇〇束程度（大束七〇〇、小束三〇〇）用意するよう、郡方役所（郡代の司る役所）が命じている（同前十一月二十四日条）。

造営工事にあたって、田川郡大庄屋中は、十一月二十七日、他郡に先んじて、米・金札・竹・木・繩などを献上したい旨、藩に願い出たが、この知らせを受けた仲津郡大庄屋中も即刻、日を同じくして献上の伺書を提出した（同前十一月二十七日条）。上毛郡友枝手永では、翌明治二年（一八六九）二月に、領民からの寄付により金二七五六両二歩一朱、藩札一五三匁、酒二八挺、糀八〇二挺、筵一七四枚、菰ごも一七三枚、小繩一五三



第12図 慶応4年発行の藩札

束七方、羽繩（はね）一束、女竹四束、檜六本、松木八本、七嶋表七枚、香の物一挺、大根漬七五〇本、平茎漬小樽二挺、塩一石二斗五升、草鞋四〇足、手桶六荷、へら皮一貫目を献上している（竹内文書二二五）。

建物の柱に使用する木材は、企救郡を除く各郡に割り当たられた。郡ごとに割り当たられた木材の寸法と数量は、長さ一丈・末口四寸五分の杉の丸太が、田川郡三三四本、京都郡一九五本、仲津郡二三三一本、築城郡一三〇本、上毛郡一一九本の合計一〇〇〇本、長さ二間・末口五寸の杉丸太が田川一一三四本、京都六八三本、仲津八一二本、築城四五六本、上毛四一五本の合計三五〇〇本、長さ一間・末口四寸の杉の丸太が、田川六四八本、京都三九〇本、仲津四六四本、築城二六一本、上毛二三七本の合計二〇〇〇本、長さ二間・末口四寸五分の杉丸太が、田川四八六本、京都二九二本、仲津三四八本、築城一九五本、上毛一九七本の合計一五〇〇本、総合計八〇〇〇本であった（長井手永大庄屋文書慶応四年「辰御用日記」十二月十八日条）。なお、この時までには、郡方役所の出張所が錦原に作られていることが確認できるが、建物は粗末な小屋であったようである。

藩府造営工事に着工したのは、明治元年（一八六八）十二月二十四日である。同じ日、京都において、新政府の行政官弁事役所へ、小笠原藩公用人（旧留守居役）・丹村六兵衛が、藩主の「仮住居」を錦原に建設することを、口頭で届け出ている。

二十四日は雨天であったが、生立社神主・熊谷但馬守、熊谷美作によつて地鎮祭が行われ、早速工事に取り掛かっている。明治元年の工事は、地均し（整地）のみが、二十四日と二十五日の二日間行われ、領内の五郡から一〇〇人ずつが出役された。ただ上毛郡だけは、前準備のため、既に十二月十九日から一〇〇人ず

つの人夫が出されている。仲津郡の場合、二十四日、二十五日の人夫を五手永で、一日に二〇人ずつ割り当てており、長井手永では、二十四日の人夫を花熊村より、二十五日の人夫を本庄村より出している。地均しに使用する鉤・鶴嘴などは、農民たちがそれぞれ持参した。

明治元年の工事がわずか一日間で終わり、新年から本格的に取り掛かることについて、郡方役所は各郡奉行らに対し「来春は二日・三日頃、大いに御取り掛り相成べくの模様に付、御手心まで申し述べ置き候」と、その覚悟を求めている（同前十二月二十二日条）。

藩治職制（一） 明治元年（一八六八）十月、新政府は各藩まちまちだった職制に統一的基準を設け、藩主の下に執政、参政、公議人などを置き、藩議会を設け、藩の行政と藩主の家政を分離することを進めた（藩治職制）。

これを受けた香春藩では、十二月十五日家老職廃止の上、執政とし、その職に島村志津摩、小笠原織衛、小笠原内匠（後に此面）、小笠原甲斐（後に長祚）、丸田勒負（後に秀実）の五名を任じた。小倉時代においては、家老職に就けるのは中老一四家の出身者に限られていたが、丸田勒負は中老家の出身ではなかつた（近習番頭、三〇〇石知行）。これは「門閥にかかわらず努めて公挙により人材を登用すること」という、藩治職制の指示に沿つた人事であつた。また庄内追討の功により、明治一年（一八六九）一月十四日に平井小左衛門（後に淳麿、外様番頭、一〇〇石知行）が執政に加えられ、門閥を問わない人材登用は更に広がつた。その後小笠原内匠が執政を退き、残り五人（小笠原長祚も一時退いたが、明治二年十月一日に復帰している）によつて幼い藩主を支えながら、政務が執られた（島村志津摩は病氣のため、明治二年四月十七日に常勤を免じられ、「折々出勤」を命じ

られた)。

明治元年十二月二十一日に、町方役所が「市政局」となったが(『中原嘉左右日記』第1巻)、藩治職制に沿つて執政を置いたのを機に、藩政機構の改革が実施された。

十二月二十一日に奉行職は廃され、旧奉行は「大監察」に、奉行副役は副参政としてそれぞれ担当の部署へ配置された。同時に行政機構として、いくつかの「局」が設置されたが、その中は係によつて、さらに幾つかの「方」(營繕方、権務方、庶務方など)に分かれていた。

明治二年(一八六九)一月、大監察及び副参政は廃止されたので(大監察は後に監察寮の長として復活)、「知事」という職が設けられ、それぞれ所属する局の知事となり、担当の「方」へ配属されるなどした(營繕方大監察の葉山先之進は会計局知事となつた上で營繕方引受を命じられている)。明治二年八月三日から知事は「主事」となつた(六月に藩主を「香春藩知事」と呼ぶようになったために変更したのだろう)。また十月一日に改革が行われ、「局」と「方」の間に「司」が設けられ、その長は「幹事」と呼ばれることになつた(「所」の長は「司事」)。

明治二年七月の時点で藩には六局(市政局、郡政局、会計局、社寺局、軍事局、政府掛)が有つたが、香春から豊津へ役所の移転が行われるまでの時期に統廃合が行われ、市政局は明治二年十月一日の改革の際に市井方(長は「市令」後に「市尹」となつて民政局(旧郡政局)の一部となり、社寺局もこの時に社寺司となつて民政局の管轄に入つている。また、この十月一日の機構改革の際には、藩士の身分と職制について第3表のよくな改廃も併せて行われた(十月六日に若干の変更がなされる)。

第3表 明治2年10月の機構改革に伴う藩士の身分・職制改廃

改廃の対象となつた身分・職名	明治2年10月1日	明治2年10月6日
大夫	⇒ 上士	
上士隊長	⇒ 中士隊長	
内家知事	⇒ 家扶	
中士隊長	⇒ 下士隊長	⇒ 準中士隊長
千束藩附属	⇒ 篠崎執政	
下士隊長	⇒ 準下士隊長	⇒ 下士隊長
足軽組抜隊長	⇒ 上卒隊長	
足軽隊長	⇒ 中卒隊長	
歩兵隊長	⇒ 下卒隊長	
安志政事係	⇒ 安志附属	
上士	⇒ 中士	
輿事	⇒ 史令	
軍事方	⇒ 軍務方	
厩方	⇒ 倉馬司事	
中士	⇒ 下士	⇒ 準中士
書記	⇒ 麻史	
広寿山附少監	⇒ 守廟	
船方	⇒ 船艦方	
庶務方	⇒ 市井方	
納戸方	⇒ 調度方	
下士	⇒ 準中士	
家令書記	⇒ 内家書吏	
下目付	⇒ 監属	
広寿山下目付	⇒ 守廟下役	
足軽組抜	⇒ 上卒	
市井筆生	⇒ 市政局筆生	
足軽	⇒ 中卒	
歩兵	⇒ 下卒	
近侍		⇒ 家從
内監		⇒ 近侍
准下士		⇒ 下士
各隊総括	⇒ (廃止)	
各隊參謀	⇒ (廃止)	
御使番	⇒ (廃止)	
副參謀	⇒ (廃止)	
船方頭取	⇒ (廃止)	
書管方	⇒ (廃止)	
郡政局書記	⇒ (廃止)	

「明治二已歳 香春西京來状追書」(小笠原文庫182) より

諸職人の
御用掛任命
諸職人の
棟梁に対する藩庁造営御用掛の任命は、明治元年（一八六八）十一月十七日に行わ
れ、大工積役・上田藤三郎、大工・松井平助、葺師・生土柳左衛門、左官・原田弥十郎、張
付師・岡嶋権三郎、畠師・木村半之助が、それぞれの物棟梁（「御大工積役」「御大工」「御葺師」「御左官」「御張付」、「御置師」と呼ばれる）に任じられた。

藩府造営を始めるにあたって、左官、畠師に対する指示では、これまでの慣習では、大工棟梁を通じて指示・連絡が行われて来たが、不便であるという理由から、一郡に一人ずつ棟梁を選び、左官、畠師の惣棟梁から直接指示・連絡が行われることになった。左官は、田川郡香春町の重吉、京都郡行事村の勘三郎、仲津郡大橋村の竹市と惣右衛門、築城郡湊村の勝蔵、上毛郡大村の勇平が各郡の棟梁となり、畠師は田川郡今任村の治六、京都郡黒田村の兵内、仲津郡大橋村の治助と光富村の太助、築城郡高塚村の七右衛門と安武村の嘉左衛門、上毛郡八屋村の元吉がそれぞれ棟梁となつた。

大工及び石工の棟梁任命は、翌年の一月八日に行われた。大工棟梁は、田川郡が小四郎・茂吉・伝市・剛之助・定助の五人、京都郡が源次郎・新助・類助・弥七の四人、仲津郡が豊次郎・良助・清五郎・善之丞の四人、築城郡が九左衛門・武左衛門・利七の三人であり、石工棟梁は田川郡が勘十郎、京都郡・仲津郡が五兵衛であった。

明治二年の工事始まる

明治元年（一八六八）の暮れに、郡方役所（後に「郡政局」と改称。明治二年十月一日の機構改革で市政局を併せて「民政局」となる）は、新年の工事開始を一月二日または三日に予定していたが、実際には一月五日から始まつた。五日からは、前年に引き続き地均しが行われ、一郡で毎日二五〇人ずつの人夫（もちろん領民たちであるが）が出された。ただ田川郡は、岩石山から木材を伐り出すのに人夫が使役されたので、地均しからは除かれた。地均しの人夫らは鉤・鎌・鶴嘴・持籠を持参の上、錦原に毎朝六ツ半時（午前六時ごろ）までに来るよう義務づけられた。仲津郡では、五手永で毎日五〇人ずつ出夫するのが面倒なため、国作・長井・節丸・元永・平島の順で、一手水二五〇人の人夫を一日交代で出すことに決めている

(長井手永大庄屋文書明治二年「已御用日記」一月二日条)。

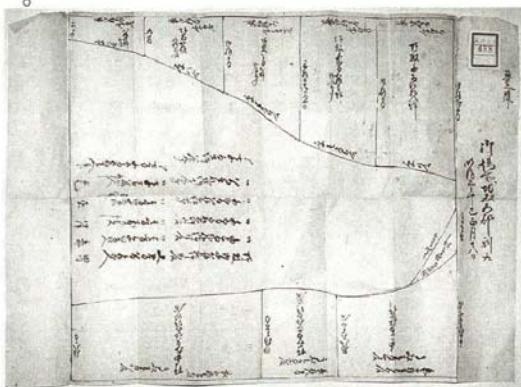
一月七日、地均しの加勢として、築城郡の女性が二五〇人ほどが出て、車で土運びをした。

一月八日には、藩府造営地から小さな谷を隔てた東側の地所で、藩校建設地（この時は「文武館」と呼んでいた）の地均しが始まっている。

一月十一日、建物普請の斧初祭式が普請小屋で行われ、地均しとともに、建築工事も着手された。十三日には、藩主・忠忱が工事の見分に錦原を訪れ、国分寺に宿泊し、翌十四日に引き取っている（同前一月十三日、十四日条）。

新年の工事が始まつて、一月五日から九日までの五日間は、各郡で二五〇人の人夫を出せば良かつたが、人夫の負担は急激に増加し、一月十六日には長井手永だけで三七五人の地均しの人夫を出している（同前一月十六日条）。節丸手永では、明治元年（一八六八）十一月の準備段階から、明治二年一月初旬までの間に五三七五人の農民を地均しや材木の運搬などに従事させている（勢島文書八九一二）。

ただここまででは、各郡、各手永で丁場割りは行つていなかつたようであるが、地均しの範囲が藩府造営地周辺と藩校建設地周辺に広がるに至り、はつきりと分担を決める必要に迫られた。

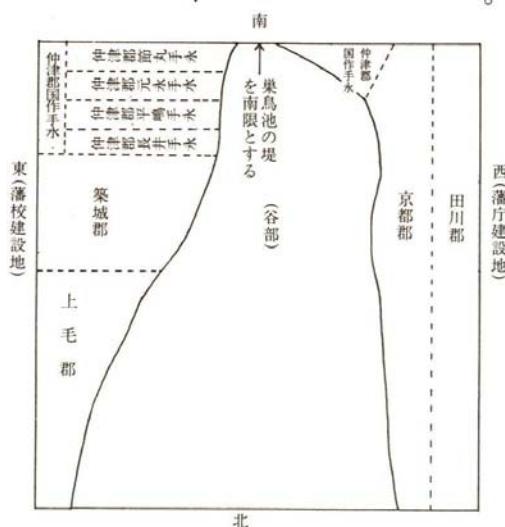


第13図 「御場所地双五郡割取」
(長井手永大庄屋文書488)
明治2年1月18日の丁場割りを記した図

そのため、十八日に錦原の現地で丁場割りが行われている（長井手永大庄屋文書明治二年「已御用日記」一月十八日条）。この時の丁場割りの結果は第13・14図のとおりである。

巣鳥池の堤のラインを南限にして、それより北側の、谷を挟んだ東西丘陵部の丁場割りである。この丁場割りでは、東側丘陵（育徳館側）を五つの区画に、西側の丘陵を四つの区画にそれぞれ分け、東側丘陵は仲津郡の内、節丸・元永・平島・長井の四手永及び築城郡、上毛郡が、西側丘陵は仲津郡国作手永及び田川郡、京都郡が地均しを担当した。この地均しによって削り取られる土砂は、七一〇七坪八合九勺（約四万一四五〇立方メトル）で、見積もられた人夫数は、延べ七万一五五一人余りであった。

ちなみに、工事に従事した人夫らを賄うための米は、領内各郡から錦原に運びこまれたが、そのうち田川郡からのものは、今川を川船で下つて運搬された。この川船による運搬は、田川郡油須原村が、大橋御藏に運び込む田川郡年貢米も含めて、一手に引き受けけるよう、明治元年（一八六八）の冬に命じられたが、明治二年（一八六九）一月に、長井手永船頭惣代の柳瀬村甚平と崎山村弥三郎、船頭小頭の木山村甚六、それに木山村・柳瀬村・崎山村の庄屋らは連名で、長井手永の川船も使つてくれるよう願い出ている（同前一月二十



第14図 藩府及び藩校建設地の地均し
丁場割り（第13図より）

日条)。

村境の整理

錦原はその大部分が国作手、永国分村であった。天保年間の開発によって、景観的には一つの「町」であったが、前述のように国分庄村屋の下に「錦原世話方」が置かれるなど、行政区分としてはあくまで国分村の一地域であった。しかし、それは錦原の中心部だけのことであり、実際には国分村だけでなく、台地の周辺部で徳政、光富、上坂、久富、続命院、花熊、彦徳、国作、矢留の九力村の地所が入り組んでいるのが実状であった。

藩都（藩庁）の所在する町を仮にこのように呼ぶ）建設をするにあたり、台地上で入り組んだ村境を整理する必要が生じたが、藩はそれぞの村に対し、錦原に入り組んでいる地所の面積と、そこに植林している櫟などの本数を書き上げさせた。

例えば、光富村の村境は、錦原の南部（台ヶ原地区）に大きく入り込んでいたが、その面積は新田畠が一町一反四畝一一歩半（この内に田は六歩）、山式が三町九反六畝、荒地が一町五反六畝一八歩であった。また、新田畠には作物だけではなく、櫟・茶が植えられていたが、その本数は櫟四七三本、茶一八九〇株であった。これらの評価額は（荒地は除く）、新田畠一四貫二四〇匁、新田畠に植林された櫟・茶一六貫一六一匁、山式一八貫七二〇目（木代含む）で、合計四九貫一二匁であった（勢島文書一四八）。

台地の麓ふもとをもつて村境に変えたのは、明治四年（一八七一）九月十二日である。この時は国分村を含めた前記一〇力村の内、国作、矢留両村を除いた八力村の庄屋が、新しく村境とする場所へ、杭を持参して出向いている（長井手永大庄屋文書明治四年、「未御用日記」九月九日条）。

藩士の住居(一)

藩士らは、慶応二年（一八六六）八月一日の小倉城自焼後、田川郡を中心、領内各所で

農家に止宿するか、新たに家宅を買い「土着」していたが、藩庁造営工事が始まるとき、毎日錦原へ勤めに出る御用掛の藩士は、その周辺の農村に居を移すことが必要となつた。仲津郡の錦原周辺の農村にも慶応二年八月以降、農家に止宿している藩士がいたが、明治二年（一八六九）二月四日、藩庁造営の御用掛の者へ止宿している住居を明け渡し、御用掛以外の藩士は家格に応じて藩が費用を負担するので、別の村へ転住するように勧告が出た。対象となつたのは、国作手永・長井手永・節丸手永・平島手永の内、錦原周辺の四一カ村に住む藩士たちであつた。

錦原の面積は、民政局によつて一三九町四反と確定され、藩士の屋敷地の区割りは二月下旬から着手されている。

三月十一日、錦原における藩士の屋敷地を割り振りするため、会計局が藩士数を調べたところ、大夫（旧中老。家老を出す家柄）から足輕・中間まで、三七三九人であった。これをもとに、家格別に家建ての区域が決まり、三月二十九日には、「従是南上土屋敷」と記した高札一枚、「従是北中土屋敷」と記した高札一枚、「従是西下土屋敷」と記した高札一枚の、計四枚の高札が建てられ、この区画に基づいて、藩士たちは銘々希望の屋敷地を申し出るよう勧められた。また四月三日には、藩士の家建てについて、「藩より資金を出してやりたいところだが、そのような財政的余裕が無い」とし、土地を受け取つた上は「勝手次第」切り開くよう指示している。そして、財政に余裕が出来たなら、その時は藩が助力する、としている。これに統いて、六月十七日には、「御恢復^{かいふく}」の上は、その分に応じ、雨露を凌ぎ候だけの屋敷は下し置かれ候思し召しに候間

(「藩府御造営別記」友石文書二)と、あえて「雨露を凌ぐだけ」としながらも、藩としては屋敷を建ててやる考えであることを示し、地均しは銘々行つておくよう指示している。しかし、八月二十八日には、いまだ藩の財政も恢復せず、しかも今年は凶作であるとし、「当節自力を以て屋建致したき者は嫌疑無く取り掛かり申すべし」(同前)と、地均しばかりか、家建ても自力で行うことを勧めている。そして、その内に藩が「相応」の建設費用を負担してやるつもりである、といった趣旨のことを(六月十七日の「雨露を凌ぎ候だけの屋敷は下し置かれ候」よりもトーン・ダウンしていることに注目)達している。藩士に分け与えられる土地の広さは、大夫(明治二年十月一日に「上士」となる)六二五坪、上士(同じく「中士」となる)二二五坪、中士一四四坪(同じく「下士」となり、同月六日からは「准中士」となる)、下士一〇〇坪(同じく「准中士」となり、同月六日からは再び「下士」となる)、足軽組抜(同じく「上卒」となる)・足軽(同じく「中卒」となる)六四坪、諸中間・歩兵(同じく「下卒」となる)四九坪であった。

高台の錦原において、生活用水の確保は心配されることの一つであった。藩士らはそれぞれ割譲された土地で井戸を掘つたが、満足な水量を得ることが出来なかつた。十月十一日、營繕司は、小高い場所で数箇所、五間ほど(九メル)の試し掘りをしたところ、水の出ない場所と、思つたより水の出る場所があつた。そこで藩士らはその結果を見て、割譲を希望する地所を申し出たのである。それとともに營繕司は井戸掘りの資金を、たとえ何間の深さを掘つても、一間あたり藩札四五匁に定めた。

なお、十二月九日、錦原に屋敷を建てる者に、心付けとして、上士七〇両、中士三五両、准中士三五両、下士三〇両、上卒一五両、中卒一二両二歩、下卒一〇両を渡すことが決まつた。

藩庁造営工事が着工した明治元年（一八六八）十一月二十四日、京都において新政府新政府への気遣いの行政官弁事役所へ、小笠原藩公用人・丹村六兵衛が藩主の「仮住居」を錦原に建設することを、口頭で届け出たが、以後も藩庁造営は新政府の顔色を窺いながらのものであった。

明治二年（一八六九）六月五日、東京において、香春藩公用人・平井節藏は、弁事役所へ次のような文書を提出している。

豊千代丸儀、田川郡上赤村と申す所へ当時仮住居仕り居り候處、この度仲津郡豊岡と申す所へ仮館取り建て候段、京師において申し上げ候通り、追々経営成就の上は、不日同所へ転住仕るべし、且田川郡香春と申す所へ政府相設け居り候えども、これまた同様転移仕り候見込みに御座候段、兼ねて申し付け越し居り候に付き、この段お届け申し上げ候、以上

小笠原豊千代丸公用人

平井節藏

六月五日

弁事御役所

（友石文書一「藩庁御造営別記」）

藩主住居及び藩庁を田川郡から錦原へ移すことを、前もって届けたものである。特に、錦原のことを「豊岡」と呼んでいることは興味深い。同年二月二十日、御大工積役・上田藤三郎は、弟子の内村宗之助ら四人を藩庁造営工事に従事させたい旨藩へ願い出たが、その願書には「豊岡御造営」とある。錦原から「豊津」となる前の段階で、このような呼称が用いられていたのだろうか。

新政府へ対して明治元年（一八六八）十二月二十四日に京都で行つた、新しい藩庁造営工事着手の届け出は（前掲明治二年六月五日付文書は、藩主住居と藩庁「移転」の届け出）、公用人・丹村六兵衛が口頭で行つたもので、正式なものではなかつた。造営工事が進む中、島村志津摩・小笠原織衛・平井小左衛門・丸田勒負ら執政は、四月二十一日、七月十八日、九月二十七日の三回にわたつて、東京に滞在中の「木求馬（岩波一藏）」に対し「造営工事が全て完了したら、四方へ関門取り建て、御殿廻りに高土居、その外広溝等を掘り、なお又御家中屋敷も追々割り渡し相成り、先づ城郭同様」（同前史料）であり、完成後に新政府より不興を買うようなことを有るのではないかと気遣つてゐる。

その上で、七〇八間掘る予定の溝は「堀」同様であるから、着工しないでおくので、新政府へ藩庁造営の正式な届け出をしてから、その反応を見て、掘つて良いものか否か知らせるよう求めている。錦原に建設する新しい藩庁が、軍事的な性格の強い「城」として、新政府に受け止められることを極度に恐れていたことが分かる。結局、溝を掘ることは中止されたようである。

その後一木求馬から、政府に届け出るため錦原の図面を送つてくれるよう求めが有つたが、十一月十七日、「（藩庁は）城郭のようなものは決して無く、藩士をその周辺に住まわせるのは、軍事的な意味ではなく、ただ近くに住んでいないと便利が悪いから、掘立小屋のような家を建てて住まわせているだけである」と上申し、あえて図面を提出するほどのものでは無いことを強調するように伝えてゐる。

なおこの時、錦原の地名を「長峠」と改め、藩名も長峠と変更することについて、許可を受けるため尽力するよう、併せて伝えてゐる。

錦原で藩主閲兵 明治二年（一八六九）四月一日、藩主・忠忱が錦原に赴いた。二度目の錦原訪問であつたが、前回が工事の見分を目的としていたのに対し、今回は主として「兵隊調練」を閲兵するためであつた。四月一日に赤村・正福寺を出発した忠忱一行は、石坂峠を越え、続命院村から錦原を通り、国分寺へ入つて、この日は宿泊した。藩主が通行する道筋の村々へは、不敬なことが無いよう案内し、

大庄屋など帶刀の者一人、庄屋一人、箬^{はさみ}・がんぜき持ち一人が付き従うよう命ぜられた（長井手永大庄屋文書 明治二年「己御用日記」三月二十八日条）。

この閲兵のため、田川郡を中心領内各地に分散していた部隊は、それぞれ錦原周辺の農村に止宿した。例えば武揚隊六小隊は続命院村に七一人止宿している。また、隊の名前は分からぬものの、長井手永のその他の村では、大熊村に六一人、大坂村に六七人、本庄村に九三人、古川村に六九人、大村に四五人止宿した（同前三月二十九日条）。

閲兵の前日の四月一日、国作手永大庄屋・国作治右衛門は、長井・節丸両手永の大庄屋に対し、閲兵には下目付・小横目らも付いて来るであろうから、見学に来る農民たちが、禁止されている装飾品などを身に着けないよう、お互い管轄の村々へ触れ流すことを提案している（同前四月一日条）。

閲兵当日、忠忱は四ツ時分（午前一〇時ごろ）に錦原に出向き、調練をみた後、夜になつて国分寺へ戻り、この日も宿泊した。御目見以下の藩庁造営御用掛の者へは酒を下賜し、頂戴^{ちょうだい}した者たちは、それぞれ名前を認めて忠忱へ差し出している。

なお忠忱は、九月十六日にも錦原を訪れ、出来上がつた施設の見分を行つており、この時も国分寺に宿泊

して、翌十七日には閲兵を行つてゐる。

造営工事と商人 慶應二年（一八六六）八月一日の小倉城自焼によつて、多くの商人たちも城下町を離れて、領内各所へ逃れていった。例えば、仲津郡大橋村には小倉京町四丁目の豊後屋・重持屋、西魚町の小串屋、紺屋町四丁目の広屋など一六人の商人が、また京都郡行事村には魚町二丁目の釜屋、京町八丁目の油屋、室町二丁目の紙屋、船頭町の帶屋など一二人の商人たちが住み、それぞれの商売を営んでいた（『中原嘉左右日記』慶應四年四月二十九日条）。

同じように、小倉城下を離れ、仮の藩庁の置かれた田川郡香春に住んでいた商人に中原屋が有つた。中原屋は、毛利氏の家臣・中原五郎七が慶長年間（一五九六—一六一五）に豊前に移り住み、次代の中原嘉兵衛が小倉新魚町に店を構え、諸国書状取次を生業とした。以後、代々の当主は嘉兵衛を名乗り、六代嘉兵衛の時に室町二丁目に転居し、七代嘉兵衛の時には商人として確固たる地位を確立したと言われている。

幕末～明治前期に生きた中原屋・中原嘉右衛門（天保二年（一八三二）一月十九日～明治二十七年（一八九四）十月二十一日。明治三年（一八七〇）一月「嘉左右」と改名）は、小倉城自焼後香春へ移り、家業を営むとともに、藩から「町年寄当分取計」を命じられていた。またさらに、慶應四年（一八六八）五月には商法方御用掛を、明治二年（一八六九）一月には会計局小頭試補に任じられ、主に財政の面から、藩政に深くかかわり、明治元年（一八六八）から始まる藩庁造営工事にも、商人としての立場を越える役割を果たした。次弟の米屋（田中）義次郎は明治二年九月十一日に、三弟の嘉兵衛（後に嘉平）は明治二年一月二十四日に、それぞれ「町年寄当分取計」を命じられ、藩庁及び関連施設の造営に中原屋一族の果たした役割は大きかつた。

錦原へ藩庁を移す知らせは、明治元年（一八六八）十一月十六日に中原屋に届いたが、嘉右衛門は時をおかず、十二月三日には疊一四三枚を「錦原御殿用」に備後から取り寄せ、金四〇両一歩一朱と銀三匁を支払っている（同前十二月三日条）。

嘉右衛門は、町家と藩士住居の建設にかかわったが、特に町家の建設は中原屋が一手に引き受けた。

明治元年十二月二十日には藏持山城台坊に対し、所有している杉山を買い受けることなど伝え、二十六日には英彦山へ派遣していた大工・栄四郎が帰り、錦原に「貸家」を建てる見積もりを嘉右衛門に提出した。

翌二年一月十三日に嘉右衛門は会計局小頭試補に任じられるが、この後藩から「藩士が自力で家建てすることを聞いたなら、世話をするように」と命じられている。

一月晦日には、市政局庶務方・安藤太次助に対し、錦原の「町家建図面並びに商売銘書」を渡すとともに、錦原地所を中原屋へ引き渡すことを申し入れている（同前明治二年正月晦日条）。

二月四日には、嘉右衛門の弟嘉兵衛（町年寄当分取計）が、市政局知事・福与主水、同庶務方・安藤太次助とともに錦原へ赴き、町家の地所を見分した上、地所を中原屋へ引き渡すことについて打ち合わせ、同じ日、大工棟梁・栄四郎は錦原家建て用として、節丸手永上高屋村の山を買入れたい旨伝えて来た。そのため嘉右衛門は、長浜屋為吉に藩札三貫目を渡した（同前二月四日条）。町家の建設については大工棟梁・栄（永）四郎に、材木の手配や買い付けについては、長浜屋為吉という人物に請け負わせていたようである。

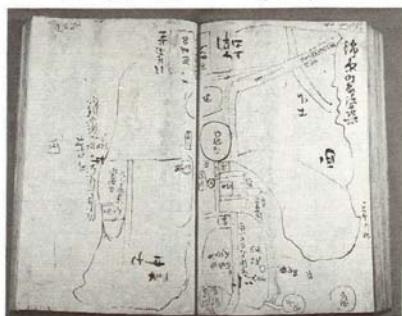
また二月十一日には、森口屋喜太郎（元小倉大門町に店を構え、城下町を立ち退いた後は椎田村に住んでいた）から、中原屋が町家建設の地所を藩から引き渡されたら、割譲してくれるよう依頼されている（同前二月十一日条）。

錦原に町家を作るのは、貸家にしろ、土地の割譲にしろ、中原屋が一手に引き受けたので、その権限がいかに強かつたかは想像に難くない。

藩士の居宅の建設準備に具体的に取り掛かり始めたのは、六月一日に浦野又四郎（郡政局副主事）、熊谷与次兵衛（郡政局庶務方）と「御家中家建の義」について内談してからと思われる（同前六月二日条）。六月十二日には島村志津摩（執政）に家建ての見積もりと図面を提出している（同前六月十二日条）。前述した六月十七日の藩士への通達（「御恢復の上は、その分に応じ、雨露を凌ぎ候だけの屋敷は下し置かれ候思し召しに候間」）は、中原屋の見積もりと図面に基づいて出されたものであろうか。ただ、その後中原屋がどのように藩主居宅の建設に携わったのか、明らかでない点が多い。

中原屋が藩（市政局）から町家の地所を受け取ったのは、八月二十二日から二十四日にかけてであった。この時は上坂村の觀音寺に宿泊し（二十四日夜は花熊村泊）、二十四日には受け取った地所に高札を建てている。（第15図参照）中原屋が受け取ったのは、第16図に示した地区である。

その後嘉右衛門は香春から離れ、明治二年（一八六九）十一月九日に、錦原に建設中の居宅が完成するまで、行事村の商人・堤半兵衛宅に間借りすることになった。十一月二十七日には弟の米屋（田中）義次郎が「錦原通り（後の錦町）三丁目南角西隅」に移り住み、



第15図 中原嘉右衛門が明治2年8月に町家建設地を受け取った際作成した錦原の略図
(北九州市立歴史博物館蔵「中原嘉右日記」明治2年8月25日条)

また弟の嘉兵衛も同じく錦町

三丁目に住み、嘉右衛門は翌

明治三年（一八七〇）七月二

十七日に錦町へ引っ越した。

錦町は中原屋が割譲された町

家地所の中で最も広い面積が

有り、既に天保年間の開発工

事で建てられた家がその南側

部分に有つた。明治二年九月

一日、市政局との間で「借家

は市政局と中原屋が共に出資

して建て、毎月家賃を取り立

てて、そこから建設費用を差

し引き、残金は出資額に応じ

て按分する」（同前明治二年九

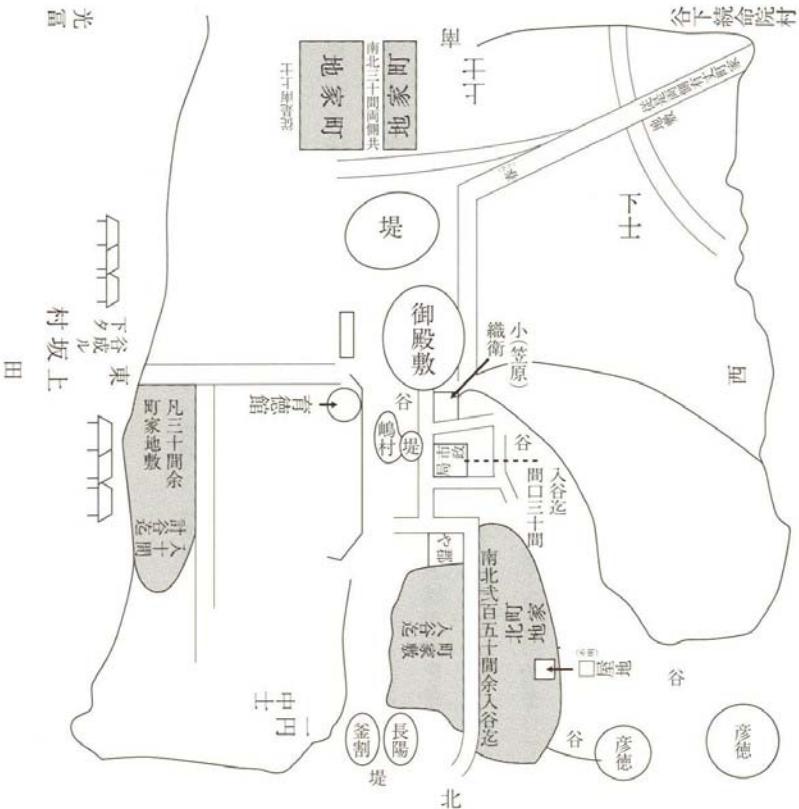
月一日条）ことで申し合わせ

ている。「大橋道」と呼ばれ

光富

錦原町家請取地所(復元図)

※アミカケで示した部分を中原屋が受け取った。



第16図 中原嘉右衛門が受けとった地所 (第15図より)

ていた小道の西方に、幅の広い道が新たに造られたが、中原屋は藩との共同の出資で、その道に面した土地（表町）、裏側の土地（裏町）に貸家を建てたのである。また、貸家を建てるだけではなく、自力で家建ての出来る者に対する土地の配分も担当していた。

「錦町」は、天保十年（一八三九）からの豊津台地の呼称である「錦原」にちなんで、明治三年（一八七〇）五月ごろからそのような呼称で呼ばれるようになつたものである。明治六年（一八七三）の時点では中原屋は錦町に、弟の中原嘉平（嘉兵衛）名義で一七軒の貸家を所有している。

藩庁（及び関連施設）の造営工事に尽力した商人は、なにも中原屋だけではない。後にも触れるが行事村の飴屋（玉江家）は、育徳館の建設に七〇〇〇両を投じ、同じく行事村の堤家は民政局の建設を担当した。

大橋村の柏屋・柏木勘八郎直純は、慶応四年（一八六八）一月から香春藩の勝手方御用掛を命じられていたが、八月五日には商法方御用掛、八月二十五日にはその功績によって一代下士上等を仰せ付けられるとともに、会計局御用掛を命じられ、この時、藩に金一万両を献金している。さらに藩庁造営が始まつてからは「献金御用」を務め、その功によつて伴勘七が一代格式大庄屋を仰せ付けられている。

また、先の中原屋と商関係の有つた下関・豊国屋は、中原屋を通して、明治一年（一八六九）三月一日に藩庁造営のため五〇両を献金している。

造営工事進む 明治二年（一八六九）四月十日、東側御門（現豊津保育所横の小笠原神社鳥居の位置）から南側に、

三〇間建て建物の棟上げが行われた。この建物は五月十一日に完成し、執政・郡政局・軍事局・營繕司の錦原出張所が、それまでの粗末な小屋から、この建物に引っ越した。

藩の諸施設などに葺かれた瓦は、その一部が田川郡弁城村の瓦職人を統命院村に連れてきて焼かれた（長井手永大庄屋文書明治二年「已日記」四月二十一日条）。また後に掲げる第18図の⑯の場所は当時の瓦屋跡と伝承されており、現在（平成八年）でも未使用の瓦が散布している。

五月には、彦徳村と山鹿村に火薬蔵を建てることが決まった。その内、彦徳村の火薬蔵は敷地二〇坪で、建坪は不明である。竣工時期も明らかでないが、明治七年（一八七四）には既に建物が無いことが確認出来る（明治七年小倉県御布達「勢島文書」二五）。なお、築城郡船迫村にも三五坪の敷地に火薬蔵が建てられた（同前史料）。

七月に入ると、造営工事は更に急ぐことが求められ、御用掛の者は昼夜を問わず、錦原に詰めていなければならなくなつた。

第三節 豊津藩

藩府の落成と 藩府造営工事は、明治二年（一八六九）十月十七日に竣工した。香春の諸役所は、十月二藩主の移住

十五日から十一月三日の間に錦原へ移し、十一月四日までは香春で政務を執り、十一月七日からは錦原で政務取り扱いを始めることが決められた。しかし実際には、十一月五日の執務までは香春で取り扱われ、完全に引き扱うことが出来たのは十一月六日であった。市井方役所（十月一日市政局から改名）は十一月六日の朝に錦原へ移り、十一月十七日に役所開きが行われている。